



**課税免除・不均一課税**

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。

**●地方法人特別税（国税）の廃止と特別法人事業税（国税）の創設について**

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されました。

また、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度までで廃止されました。

**(1) 地方法人特別税・令和元年9月30日までに開始する事業年度まで適用**

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区 分	課税標準	税 率
		平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始する事業年度
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計	414.2%
その他の法人	算した所得割額)	43.2%
収入金課税法人	基準法人収入割	43.2%

- ③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

**(2) 特別法人事業税・令和元年10月1日以降開始する事業年度から適用**

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

区 分	課税標準	税 率		
		令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割 (標準税率により計 算した所得割額)	260%	260%	260%
所得割額によって課税される普通法人		37%	37%	37%
所得割額によって課税される特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業	基準法人収入割	30%	30%	30%
電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)	基準法人収入割	30%	40%	40%
ガス供給業(特定ガス供給事業)	基準法人収入割	30%	30%	62.5%

※一般ガス供給業は、令和4年4月1日以後普通法人や特別法人の税率で課税されます。

- ③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

**■市町村への交付**

県に納められた法人事業税の100分の7.7に相当する額が従業者数の割合に応じて市町村に交付されます。

**地方消費税**

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。



**納める人**

〈譲渡割〉（国内取引に係る地方消費税）

製造、卸、小売等の各段階の事業者（個人、法人）

〈貨物割〉（輸入取引に係る地方消費税）

外国貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。



## 納める額

地方消費税は消費税と併せて、国に納めることになっています。

令和元年10月1日からの税率引上げにあわせて「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）は、制度創設時の1%分を除き、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

区分	税率	
	標準税率	軽減税率
消費税（国）	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% （消費税額の22/78）	1.76% （消費税額の22/78）
合計	10%	8%



## 申告と納税

### 〈譲渡割〉

当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告・納付します。

### 〈貨物割〉

消費税と併せて国（税関）に申告・納付します。

※ 申告については、消費税と地方消費税を併せて1枚の申告書で申告することができます。



## 都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と併せて本店等の所在地に申告しますが、税の性格上、消費の行われた都道府県に帰属させる必要があります。

このため、都道府県間において、消費に関連する指標に基づき清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行うことになっています。

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額 ※ 統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものは除外	2分の1
「人口（国勢調査）」	2分の1



## 市町村への交付

地方消費税の2分の1は、人口等の指標に応じて市町村に交付されます。市町村交付金の交付基準は、地方消費税の引上げ分について社会保障財源化されたことを踏まえて次のとおりとなっています。

引上げ前の従前分（1.0%）	人口（国勢調査）：従業者数（経済センサス基礎調査）＝1：1
引上げ分（1.2%）	全額人口によりあん分

## 茨城県からのお知らせ

### インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）から、インボイス制度特設サイトをご覧ください。